

南九州市高精度GNSS受信機貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林施業を行う林業事業者が正確な森林整備を図るため、市が所有する高精度GNSS受信機の貸出しを行うことについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 高精度GNSS受信機を借り受けできる者(以下「借受者」という。)は、市内に事業所を有し、市内で森林整備を実施している事業者又は個人事業主とする。

(借受申請)

第3条 借受者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 高精度GNSS受信機借受申請書(別記様式1)
- (2) 調査区域の位置図

2 借受者は、市長が定める場所で高精度GNSS受信機を受け取るものとする。

(貸出期間)

第4条 高精度GNSS受信機の貸出期間は1日単位とし、連続する4日を最長期間とする。

2 貸出しの始期及び終期については市役所の開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

(遵守事項)

第5条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 高精度GNSS受信機の整備・保全を行うこと。
- (2) 許可なく高精度GNSS受信機を他に転貸しないこと。
- (3) 森林調査及び森林境界の確認以外に使用しないこと。

(貸出料)

第6条 高精度GNSS受信機の貸出料は無償とする。

(損害補償)

第7条 借受者は、高精度GNSS受信機を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその事実及び事由を市長に報告し、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第8条 この要領の運用に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、令和3年12月20日から施行する。